◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　業務概要

⑴　業務名　那覇空港滑走路増設環境現況調査業務（その１）

⑵　業務内容　本業務は、那覇空港滑走路増設事業実施区域及びその周辺における環境現況を把握するため、「那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書」に基づく調査を実施するものとする。

⑶　履行期限　平成24年２月29日

2　申請の時期

平成23年１月14日から平成23年１月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成23年１月24日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、参加表明書の提出時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成23年１月14日から沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「那覇空港滑走路増設環境現況調査業務（その１）設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所：〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１那覇第２地方合同庁舎２号館　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係

電話：098―866―0031（内線）2541

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年10月17日付け内閣府沖縄総合事務局長公示。以下「平成20年10月17日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務における一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成23年４月１日までに受けていること。

３）沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けている期間中でないこと。

４）平成20年10月17日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により「那覇空港滑走路増設環境現況調査業務（その１）設計共同体協定書」において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「那覇空港滑走路増設環境現況調査業務（その１）設計共同体協定書」において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、「那覇空港滑走路増設環境現況調査業務（その１）設計共同体協定書」において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平成14年８月１日付け府開管理第593号）の別紙―１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の扱い

４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が平成23年４月１日までに４⑴２）の認定を受けていないときは設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「那覇空港滑走路増設環境現況調査業務（その１）△△・××設計共同体」とする。

競争参加者の資格に関する公示

「那覇空港滑走路増設環境現況調査業務（その２）」に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 23 年１月 14 日

沖縄総合事務局　開発建設部長　浦辺　信一

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　業務概要

⑴　業務名　那覇空港滑走路増設環境現況調査業務（その２）

⑵　業務内容　本業務は、那覇空港滑走路増設事業実施区域及びその周辺における環境現況を把握するため、「那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書」に基づく調査を実施するものとする。

⑶　履行期限　平成24年２月29日

2　申請の時期

平成23年１月14日から平成23年１月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成23年１月24日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、参加表明書の提出時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成23年１月14日から沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「那覇空港滑走路増設環境現況調査業務（その２）設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所：〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１那覇第２地方合同庁舎２号館　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係

電話：098―866―0031（内線）2541

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年10月17日付け内閣府沖縄総合事務局長公示。以下「平成20年10月17日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務における一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成23年４月１日までに受けていること。

３）沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けている期間中でないこと。

４）平成20年10月17日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により「那覇空港滑走路増設環境現況調査業務（その２）設計共同体協定書」において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「那覇空港滑走路増設環境現況調査業務（その２）設計共同体協定書」において明らかであること。